広島県アパレル工業組合 理事長 平 謙 介

消費税表示カルテルの失効期限の再延長について

(平成33年3月31日まで再延長)

今般、消費税の引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日 へ延期になったことに伴い、日本被服工業組合連合会及びユニフォーム業者が 組成して公正取引委員会事務総局へ届出をしている「消費税表示カルテル」の 失効期限が平成33年3月31日まで延長されました。

従いまして、各社におかれましては、引き続き消費税の円滑かつ適正な転嫁 の取り組みを実施されますようご協力をお願い申し上げます。

なお、関係各社に対する協力依頼文(別添)を日本被服工業組合連合会インターネットホームページにも掲載しておりますのでご参考に供してください。

日被連 HP アドレス: http://nippiren.com/

消費税についての表示に係る共同行為の内容(再掲)

- 1. 共同行為の対象となる商品又は役務 男子服、婦人服、子供服、学生服、作業服、スポーツ服、シャツ服、 その他外衣、下着、寝着など衣料品及び身の回り品等の繊維製品
- 2. 共同行為の内容
 - (1) 個々の値札に、税抜き価格を表示した上、「〇〇円(税抜価格)」、「〇〇円+税」など、消費税が別途課される旨を明示する。
 - (2) 見積書、納品書、請求書、領収書等について、消費税額を別枠表示するなど消費税についての表示方法に関する様式を作成する。
 - (3) 価格交渉を行う際に税抜価格を提示する。